

## FLESPEEQ Wi-Fi (マネージドプラン) 契約約款

実施 令和5年2月1日

この契約約款は、日本通信ネットワーク株式会社が提供するFLESPEEQ Wi-Fi (マネージドプラン) の内容および利用条件について定めたものです。

## (総則)

- 第1条 FLESPEEQ Wi-Fi (マネージドプラン) 契約約款 (以下「本約款」といいます) は、株式会社網屋 (以下「網屋」といいます) と日本通信ネットワーク株式会社 (以下「当社」といいます) 間で締結された網屋の無線LAN装置「Hypersonix」に関するOEM契約により、当社が提供するFLESPEEQ Wi-Fi (マネージドプラン) (後記第2条(1)号に定義し、以下「本サービス」といいます) を、お客様 (後記第2条(2)号に定義) が利用する際の条件を定めることを目的とします。
2. お客様は、本約款に同意した上で、本約款に従って本サービスを利用することができます。本約款に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。
3. 当社は、本約款に関する個別の規定、特約等 (以下「個別規定等」といいます。) を別途定めることがあります。この場合、個別規定等は本約款の一部を構成するものとします。本約款と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が本約款に優先して適用されるものとします。なお、網屋が定める「クラウドサービスセキュリティガイドライン」は、本項に定める個別規定等に含まれるものとします。
4. 当社は、当社所定の方法によりお客様に通知することにより、本約款及び個別規定等を変更することがあります。その場合には、料金その他の本サービス提供条件は変更後の規定によります。
5. 当社は、情報セキュリティ上適切な対策を講じたうえで、本サービスの提供にかかる業務の一部を第三者に委託する場合があります。

## (用語の定義)

第2条 本約款において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「本サービス」とは、当社がFLESPEEQ Wi-Fi (マネージドプラン) としてお客様に提供するWi-Fi サービスやネットワークスイッチサービス、Open ID (SNS) 認証サービス等のフルクラウドコントロールのネットワーク機器/ソフトウェアサービス (サービス名: Hypersonixサービス) に関する一切を包括していいます。
- (2) 「お客様」とは、本サービスを利用する個人又は本サービスをご自身の事業活動 (本サービス又は類似商品の販売を基にした事業活動を除く。) に利用する法人・組織をいいます。
- (3) 「Hypersonix 装置」とは、本サービスを利用可能な通信機能をもつ機器をいいます。
- (4) 「契約期間」とは、お客様が本サービスを利用する期間をいいます。

## (契約種類)

第3条 Hypersonix 装置には買取契約とレンタル契約があります。但し、買取契約のみの装置がありますのでご注意ください。

2. ソフトウェアはライセンス契約のみとなります。

## (サービスの範囲)

第4条 本サービスとは、次の各号のサービスをいいます。

- (1) Hypersonix 装置の販売／レンタル
- (2) Hypersonix 装置の設定サービス（初期設定を含め、以下「設定サービス」といいます）
- (3) 本サービスに関する保守サポート
- (4) クラウドRadius認証サービスオプションサービス
- (5) Open ID 認証（SNS 対応）サービス等のオプションサービス
- (6) その他、前各号に付随して提供される一切のサービス

2. 本サービスは、日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において提供されます。

#### （契約の成立と契約期間）

第5条 本サービス利用希望者が、本約款および個別規定等に同意したうえで、当社所定の書式にて本サービスの利用を申し込み、当社がそれを承諾した時点で契約が成立するものとします。

2. 契約開始日は、後記第6条の本サービスの引き渡し完了した日とします。
3. 契約終了日は、お客様からの本サービス解約通知を当社が受領した日の翌月末日とします。
4. 契約開始日から契約終了日までを契約期間とします。
5. 「評価」種別で利用申し込みをした場合は、評価機等を貸し出すため、後記第8条の初期費用、サービス料金は発生しません。評価機返送にかかる費用は評価利用者の負担とします。

#### （本サービスの引渡し）

第6条 当社はお客様に対し、第4条1項(1)号のHypersonix装置をお客様ご指定の設置場所に当社所定の手段にて届けます。

2. お客様が前項のHypersonix装置を受領したことにより引き渡し完了（以下「納品」といいます。）します。
3. お客様がHypersonix装置の設定の変更をご希望の際は、いつでも当社にお申込みいただけます。

#### （保守サポートの受付時間帯）

第7条 本サービスにおける電話、メールによる第4条(3)号の保守サポートの受付時間帯は、土日祝日及び、当社が定める年末年始休暇並びに休業日を除く、平日9時00分より17時00分までとします。尚、メールによる時間外のお問合せは、回答が翌営業日以降になります。

2. お客様がオプションサービスの24時間365日サポートをご契約されている場合は、前項の受付時間帯の制限はなく、いつでも電話、メールによる問い合わせができます。

#### （サービス料金のお支払）

第8条 お客様は、本サービスの初期費用と月額利用料金（以下、「サービス料金」といいます）を、当社と本サービスのご契約時に取り決めた額を、取り決めたお支払い方法に従って支払うものとします。なお、支払いの際の振り込み手数料はお客様の負担とします。

2. 初期費用は契約開始日の属する末日を締め日とし、翌月請求書を発行します。
3. サービス料金は本サービスの契約開始日の翌月1日から課金開始となります。各月末日を締め日とし、翌月請求書を発行します。
4. サービス料金は適用条件と有効期限が明記された見積書にて個別に提示します。
5. サービス料金には、第3条の契約種類毎にそれぞれ次の費用を含みます。

- (1) 買取契約の時、初期費用にはHypersonix 装置代金、初期設定料、センドバック保守料（5年分）を、月額利用料金にはクラウド利用料、運用サポート料をそれぞれ含みます。

(2) レンタル契約の時、初期費用には初期設定料を、月額利用料金にはHypersonix 装置利用料、クラウド利用料、運用サポート料、センドバック保守料をそれぞれ含みます。

6. 支払期限は当社請求書発行日の翌月末日とします。

#### (契約期間)

第9条 本サービスの契約開始日は、納品月翌月1日とし、本条第2項の契約終了日までを契約期間とします。

2. 本サービスの契約終了日は、お客様からのサービス解約通知を、当社が受領した日が属する月の翌月末日とします。
3. 本サービスの最低利用期間は、本サービスの契約種類がレンタル契約の場合は契約開始日から1年間となります。本サービスの契約種類が買取契約の場合は、最低利用期間の制限はありません。
4. お客様は、最低利用期間の残余期間分のサービス料金を支払うことで、最低利用期間が経過する前においても本サービスを解約できるものとします。
5. 本サービスの契約種類が買取契約の場合、お客様は、本サービスを解約した後においても、当社に対してオプション費用をお支払いいただくことにより、解約済みの契約を再契約できるものとします。ただし、再契約を行った場合であっても、通信装置の引渡しを受けた日は、解約済みの契約において通信装置の引渡しを受けた日とします。

#### (遅延損害金)

第10条 お客様は、第8条のサービス料金の支払を遅滞した場合は、支払期限の翌日から完済に至るまで、年利6パーセントの遅延損害金を支払うものとします。

#### (保証)

第11条 当社は、引渡しにおいてHypersonix 装置をその目的に従った利用をした場合、正常に機能することを保証します。但し、次の各号のときを除きます。

- (1) お客様の環境に起因した電波干渉による通信の遮断や不良のとき
- (2) 壁面や天井等の遮蔽物を通して通信をした際の電波の減衰による通信の遮断や不良のとき
- (3) 事前のトライアル期間中に、当社または代理店に対して不具合を通知しなかったとき
- (4) 事前のトライアル（動作確認）を実施せず、導入後に想定外の不具合が発生したとき

2. お客様が Hypersonix 装置の引渡しを受けた日から5営業日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、Hypersonix 装置に契約不適合はなかったものとみなします。

#### (Hypersonix 装置の使用・保管)

第12条 お客様は、Hypersonix 装置を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

#### (Hypersonix装置の修理・交換)

第13条 当社は契約期間において、お客様がHypersonix 装置本来の目的に従った使用をしていたにも係らず、本条第2項(1)～(3)及び第14条に該当しない故障（お客様の環境に起因する通信の遮断、通信不良を除きます）が発生した場合に限り、当社負担で

Hypersonix 装置の修理もしくは交換をします。

2. 以下の各号の一つに該当する修理、交換、サポート等の費用はお客様の負担となります。

- (1) お客様の過失に起因するとき、または、Hypersonix 装置を分解、改造、改変などして、引渡時の原状を変更したとき
- (2) 天変地異、その他不測の事態及び、通常の使用状態では起こりえない障害のとき
- (3) 買取契約の時、Hypersonix 装置の引渡しを受けた日から5 年を超過したHypersonix 装置の故障のとき
- (4) 本約款で定める時間帯以外の保守サポート作業のとき

3. レンタル契約の時、Hypersonix 装置の高速化や、新装置の発売により現有装置からの切替・交換をご希望のお客様は、別途費用を申し受けます。但し、現有装置の使用開始から5 年が経過したとき、お客様が希望された場合は1 回に限り無償での交換ができます。なお、無償交換をされた場合は、お客様には交換実施日より1 年間の最低利用期間が適用されるものとします。

4. 前項に該当するHypersonix 装置の切替・交換が行われた場合、当該切替・交換完了日の属する月の翌日より、別途当社とお客様の合意に基づく月額費用が適用されるものとします。

5. Hypersonix 装置の修理・交換は先出しセンドバック方式とし、お客様から網屋へHypersonix 装置を返送する際の費用はお客様負担で、網屋からお客様へ Hypersonix 装置を送付する際の送料は網屋負担とします。

6. お客様の使用するHypersonix 装置と同一の機種による交換が困難な場合、お客様の使用するHypersonix 装置と同等の機能を有する別機種との交換となる場合があります。この場合においても、契約開始日は変動しないものとします。

#### (Hypersonix 装置の滅失・毀損)

第14条 レンタル契約のお客様が、Hypersonix 装置の紛失、盗難や、故意・過失を問わず破損させた場合、お客様は当社に対し直ちにその旨を通知するものとします。なお、Hypersonix 装置の紛失、盗難及び修理不能な破損のときは Hypersonix 装置の代替費用を、修理可能な破損のときはその修理代金の実費を当社に直ちに支払うものとします。

#### (クラウドRadius認証サービスオプションサービス)

第15条 クラウドRadius 認証サービスオプションサービス（以下、「本オプションサービス」といいます）の申込利用にあたっては、以下の各号のとおりとします。

- (1) 本オプションサービスの申込にあたっては、クラウドサービス実施要領、およびSoliton OneGate 実施要領 (<https://www.soliton.co.jp/terms/>) を確認の上、同意したものとします。
- (2) 事前のトライアル（動作確認）を実施せず、導入後に想定外の不具合が起きても契約取り消しや返金はいたしません。
- (3) PKIライセンスの最小契約数は、200ライセンスとし、追加する場合には10ライセンス単位とします。
- (4) 新規・新規(トライアルから本オプションサービスへ移行)・追加の場合、お申込みから約10営業日以降にサービス開始します。
- (5) 課金開始日および金額変更反映日は、サービス開始日・適用日の翌月1日とします。
- (6) 本オプションサービスの最低利用期間は契約開始後1年間とし、契約は1年単位での自動更新となります。
- (7) 追加・部分解約の場合、変更するライセンス数の他、変更後のライセンス数をご通知いただくものとします。
- (8) 部分解約および全解約について、お客様から本オプションサービスの解約通知を、当社または代理店が受領した日が属する月の翌月末日とします。契約途中での解約の場合には、残存期間分の未払い費用を請求します。

## (禁止行為)

第16条 レンタル契約のお客様は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) Hypersonix 装置を当社の承諾なく設置場所(現住所)から移動すること
- (2) Hypersonix 装置を譲渡、担保に供すること、転貸または売却して第三者に利用させること
- (3) Hypersonix 装置を分解、改造、改変などして、引渡時の原状を変更すること

2. 本サービスに関する特許権、著作権を含む知的財産権等の一切の権利は、網屋または網屋に対してその使用权を認めた原権利者に独占的に帰属します。よって、お客様は、これらの権利を侵害する行為を行ってはならないものとします。

## (損害賠償請求)

第17条 お客様が本約款に違反して当社が損害を被った場合、当社はお客様に対して損害賠償請求をすることができるものとします。

## (免責)

第18条 本約款は、本サービスを常に正常稼働させることを保証するものではありません。従って、当社は、本約款に別途定めるもののほか、第19条に定める利用の中止・停止、Hypersonix 装置の不具合等によりお客様に生じる一切の損害について免責されるものとします。また、本サービス（マニュアル含む）の全部または一部にバグおよびシステム仕様上の解釈の相違が内在しないことを保証するものでもなく、本サービス（マニュアル含む）の全部または一部の機能がお客様の特定の目的に適合することやお客様が保有する環境で稼働することを保証するものでもありません。当社は、本サービス（マニュアル含む）の全部または一部の物理的な紛失、盗難、事故及び誤用等に起因するお客様の損害についても一切補償しません。

- 2. 当社が、契約不適合責任等に関して負う損害賠償責任の額は、お客様から受領したサービス料金の総額を超えないものとします。
- 3. 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、6カ月前までにお客様に文書で通知することにより本サービスの提供を終了することがあります。

## (機密保持義務)

第19条 お客様と当社及び網屋は、本約款に基づき許諾されている場合を除き、本サービスの利用または提供に関連して相手方から、その方法・媒体を問わず開示または提供された技術上、営業上その他の業務上の情報（次項に定めるものを除き、以下「機密情報」といいます）を本サービスの目的の範囲内でのみ使用するものとし、かつ、機密情報を相手方の事前の書面による承諾がない限り、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

- 2. 以下の各号のいずれかに該当することを合理的に立証できる情報は、前項の機密情報に含まれないものとします。
  - (1) 相手方から開示・提供を受けた時点で既に公知であったか、または、相手方から開示・提供を受けた後に自己の責によらず公知となった情報
  - (2) 相手方から開示・提供を受ける前に既に適法に知得または所有していた情報
  - (3) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
  - (4) 機密情報と無関係に独自に開発した情報
- 3. 本条は第5条に定める契約期間中及びその前後を問わず適用されるものとします。

## (利用の中止・停止)

第20条 当社は、当社及び網屋の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない場合、又は本サービスにバグがあった場合には、本サービスの利用を停止または中止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止または中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをお客様にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### （契約の解除）

第21条 お客様が、次の各号の1つに該当した場合、何等の催告なく一方的通告をもって本サービスの契約を解除することができるものとします。また、直ちに本サービスを解除しない場合であっても、書面によって解除権を放棄しない限り、当該解除権は消滅しないものとします。

- (1) 第8条のサービス料金の支払いを一回でも遅延したとき
  - (2) 本約款又は個別規定等の1つにでも違反したとき、又は、当社に対する重大な過失または背信行為があったとき
  - (3) 財産の主要な部分について差押えを受け、または管財人が選任されたとき
  - (4) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他これらに類する法的倒産手続の申立てを受け、若しくは自ら申立てをしたとき
  - (5) 監督官庁から営業停止、営業取消等の行政処分を受けたとき、営業の廃止、解散をしたとき、または営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき、他の会社との合併、会社分割、株式移転若しくは株式交換、または株式譲渡により会社の支配権に移動が生じるなど、本約款の履行に悪影響を及ぼすと当社が合理的に判断したとき
2. お客様及び当社は、自らが反社会的勢力（暴力団、総会屋その他の反社会的な団体または個人）でないこと若しくはなかったこと、および反社会的勢力と目的の如何を問わず、資本関係、取引関係、人的関係等がないこと若しくはなかったことを表明保証し、もし相手方がこれに違反すると合理的に判断した場合は、相手方に対して何らの催告を要せず、直ちにお客様と当社間で締結した取引に係る一切の契約類の全部または一部を解除することができるものとします。
3. 前2項の規定により本サービスが解除され、解約した当事者に損害が発生した場合、解約した当事者は相手方に対し損害の賠償を請求できるものとします。また、当社が前項の表明保証に違反し、本サービスの契約が解除された場合を除き、お客様は契約期間の残余期間に応じたサービス料金の一切を、当社に直ちに支払うものとします。

#### （契約終了後の返却義務）

第22条 レンタル契約のお客様は、本サービスの契約が解除・終了した場合、次の各号の義務を負うものとします。

- (1) お客様は契約終了後、当社の指示に従い速やかにHypersonix 装置を返却するものとし、返却に要する費用はお客様負担とします。
- (2) 前号の期間内にHypersonix 装置が当社に返却されない場合、当社はお客様に対してHypersonix 装置が返却されるまでの間、サービス料金を請求することができると同時に、違約金を請求することができるものとします。

#### （準拠法及び合意管轄）

第23条 本約款は日本国内法を準拠法とし、本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審における専属的合意管轄裁判所とします。

#### （協議）

第24条 本約款において疑義が生じた場合、お客様と当社の双方にて協議の上、合意したところに従って解決するものとします。

#### 雑記

条文中にある「Hypersonix」は網屋の登録商標です。(登録商標第5641329号)

#### 附則

この契約約款は、令和5年2月1日から実施します。

附則 (令和5年7月10日改定 2023-000373)

(内容)

- ・ 契約成立要件を追記しました。
- ・ 個別見積が料金表より優先適用されることを追記しました。

附則 (令和7年3月10日改定 2024-001519)

(内容)

- ・ 引き渡し、保証等について整理、修正、追記しました。
- ・ サービス料金について料金表を廃止し、個別見積による提示に変更しました。
- ・ 買取契約において、解約後の再契約オプションを追加しました。
- ・ クラウド認証サービスオプションサービスを追加しました。

以上